

# Teach For Japan 研究倫理指針

認定特定非営利活動法人Teach For Japan（以下、TFJ）における学術的な研究活動は「すべての子どもたちが素晴らしい教育を受けることができる世界の実現」というビジョンに基づいて行われ、新たな知の創造と価値の提起をつうじて、全世界の教育に寄与することを目的としている。TFJは学術研究が真理を探究する先人の努力と成果の上に新たな発見、考察を重ねて継承され、今後の世界においてますます重要な役割を担うことを自覚し、その在るべき姿を問い続けるとともに、学術研究に携わる者に高い倫理を求める。TFJは研究活動が「学術の中心」であることに鑑み、それを支える一団体として研究活動の活性化を支援するため、教育研究環境の整備に努めなければならない。TFJの研究者は、研究活動のもつ意義と公共性を自覚し、高い倫理に裏づけられた公正で活発な研究を遂行し、国内外との研究交流に努めなければならない。また、研究者は相互に人格を尊重し、各人の学問的関心と良心に基づいて行われる自主的な研究活動を尊重し、研究に関わるすべての人々の人間としての尊厳に深く配慮することが求められる。ここに、TFJにおける学術研究の信頼性と公正性を確保し、健全な研究活動が展開されることを目的として、研究活動の倫理に関し遵守すべき基本的な方針を明らかにするために「TFJ研究倫理指針」（以下、「指針」と呼ぶ）を定める。

## 1. 「指針」の適用対象

この「指針」は、TFJのすべての構成員を対象とする。この「指針」のなかで、「研究者」とは、研究活動に従事する職員を指すばかりでなく、研究活動を行う際には、フェロー、候補生も職員の責任の下、研究者に準ずる者として取り扱う。

## 2. 団体の責務

団体は研究活動を支援するために、必要な教育研究環境を整備しなければならない。この一環として、研究倫理に関わる団体内の体制を整備し、必要な規程を定め、組織を設置するものとする。研究活動の不正行為が認められた場合は、速やかに調査を行い、説明責任を果たさなければならない。また、研究倫理の意義の周知徹底のために研修を実施する等、啓発活動に努めるものとする。

## 3. 研究ガイドラインの作成

前項の規定に基づき、研究倫理の維持、向上のため団体にてガイドラインを作成する。その役割については別に定める。

## 4. 研究者の責務

団体において研究活動を行う研究者は、活発な研究活動と交流に努め、積極的に研究成果の社会的還元を進めなければならない。この全過程において、以下の各項に定める事柄を遵守するとともに、人権の尊重と福祉に十分配慮し、常に高い研究倫理を保持しなければならない。

## 5.公正な研究の確保

研究者の行う研究は先行研究の精査の上に立ち、常に公正かつ誠実でなければならない。研究活動にあたって、「捏造」(存在しないデータ、研究結果等の作成)、「改竄」(データ、研究結果等の加工、変造)、「盗用」(他者の研究アイデア、データや研究成果、著作物等の適切な表示なき流用)などの不正行為を決して行ってはならない。また、資料、データなどの入手にあたって不正があってはならない。

## 6.法令、規則の遵守

研究者が研究活動を行うにあたっては、関連する国と地域の関係法令、規則、ガイドライン等を遵守しなければならない。研究者が所属する学会等の規則がある場合にはその定めにも従うものとする。著作権・版權、契約事項等を遵守し、他者の知的財産を守らなければならない。

## 7.研究資金の適正な執行

研究者が公的な補助金その他の研究費により研究活動を行う場合には、定められた資金使用規則に従い、研究費を適正に執行しなければならない。資金は適正に管理し、用途についての説明責任を果たすものとする。

## 8.人命、安全の最優先

研究者が研究活動を行う際には、研究による周囲の人間、生物、自然環境などへの直接的・間接的な影響に十分配慮しなければならない。特に、研究活動にともなう危険性の排除に努め、人命の尊重と安全の確保を最優先に考えるものとする。

## 9.研究対象者、研究協力者への配慮

研究者が実験、観察、調査などを行う対象者である個人、団体などに対しては事前に研究の趣旨について説明し、協力の子承を得なければならない。研究の過程と成果の公表に際して研究対象者の個人情報、プライバシー、および尊厳性の保持等に十分配慮し、差別、ハラスメント等の言動があってはならない。協働して研究にあたる協力者についても同様の配慮を行うとともに、研究成果に関する権利を相互に尊重しなければならない。

## 10.利益相反の報告義務

研究者は研究活動に関連して利益相反の状況が発生する場合には、事前に報告し、団体の承認を受けなければならない。

### 附則

この研究倫理指針は、令和5年5月19日から施行する。